

CONTENTS

- 1 はじめに/ Introduction
- 2 宗教手当 (THR) に関する規制
- 3 フランチャイズ規制改正に関して
- 4 2025年1月、2月に発出された主な法令情報 (1月15日~2月14日) /
- 5 ご案内

Introduction

3月に入り、ラマダンが始まりました。人口の80%以上がイスラム教徒のインドネシアではラマダンではほとんどの人が断食を行い、ラマダン後にはレバランと呼ばれる長期間の宗教休暇があります。法律においては、宗教休暇の前に宗教手当 (THR) を支給する必要がありますが、本Newsletterでは、改めてTHRに関する法令の一部をご紹介します。

また、昨年の9月に改正されたフランチャイズ規制について、主要な改正点をご紹介します。

さらに2025年1月、2月に公布された最新規制の一部に関してもご紹介いたします。

本ニュースレターの受信者の皆様にとって関心のあるテーマのご要望がございましたら、村瀬 yoshiyam@tnygroup.biz までご連絡頂けますと幸いです。

宗教手当 (THR) に関する規制

1. 宗教休暇

インドネシアでは、年に1回宗教手当 (THR: Tunjangan) と呼ばれる賞与を付与することが規定されています (従業員のための宗教手当に関する労働大臣令 2016年第6号 (以下、「THRに関する規則」といいます))。付与する時期は宗教休暇の最低7日前までに支給する必要があると規定されており (THRに関する規則第9条)、従業員が信仰する宗教に応じて、宗教休暇は異なります。法令上においては、ムスリムはイドゥル・フィトリ (レバラン)、カトリック・プロテスタントにはクリスマス、ヒンドゥー教徒にはニューピ、仏教徒にはワイサック (ウェーサーカ)、儒教を信仰する従業員には、旧正月がそれぞれの宗教休暇に当たります (THRに関する規則第2条)。ただし、人口の80%以上がイスラム教徒であるインドネシアでは宗教に関係なく THR をレバラン時に支給するのが慣行です。

2. THR の受給

THR の受給資格を持つのは、最低1ヶ月以上連続して勤務している a) 正社員 (Perjanjian Kerja Waktu Tidak Tertentu – PKWTT) 及び、b) 有期雇用契約社員 (Perjanjian Kerja Waktu Tertentu – PKWT) が該当します (THRに関する規則第2条)。また、宗教休暇前の30日以内に退職した従業員に対しても、支給義務があります (THRに関する規則第7条)。THRの金額は1年以上連続して勤務している従業員には、1ヶ月の固定給分を支給する必要があり、1ヶ月以上連続して勤務していない従業員には支払いの義務はありません。しかし、1年未満の勤務の場合、勤務月数に応じて、月割計算を行う必要があります。具体的な計算方式としては法令上、下記が規定されています (THRに関する規則第3、5条)。

$$\text{THR} = \frac{\text{勤続月数}}{12} \times \text{月の固定給}$$

また、勤続期間は1ヶ月単位とし、1ヶ月に満たない期間は法令上において規定はありませんが、切り捨てて計算するのが慣行です。例えば、2ヵ月10日勤務した従業員の場合は、10日分は切り捨てられ、2ヵ月分の給料に対する割合でTHRが支払われます。

3. 罰則

使用者が従業員へのTHRの支払いを怠った場合、支払い期限日、つまり宗教休暇の7日前から換算して支払い額の5%の支払い義務が課されます（THRに関する規則第10条）。さらに、THRを支払わなかった場合には、a) 書面による警告、b) 事業活動の制裁、c) 生産設備の一部または全部の一時的な停止、d) 事業活動の停止（営業許可の凍結）のような行政制裁が下される可能性があります（賃金に関する規則2015年第78号）。

フランチャイズ規制改正に関して

インドネシアのフランチャイズ規制に関して、新規則であるフランチャイズに関する政令2024年第35号（以下、「フランチャイズ政令」といいます。）が制定・施行されました。規制改正の目的は、従前の規制であるフランチャイズに関する政令2007年第42号（以下、「旧政令」といいます。）に代わり、インドネシアにおける公平なビジネス環境や法的確実性の担保のため、フランチャイズ規制を強化し、フランチャイズビジネスの慣行を現在の市場動向と調整する観点から制定されています。また、フランチャイズに関する規制は、フランチャイズ政令だけではなく、旧政令の下位規則であるフランチャイズに関する商業大臣規則2019年第71号（以下「フランチャイズ商業大臣規則」といいます）においても規制されており、本稿では、今回の規制改正の内容とフランチャイズの規制の主な内容に関して、紹介します。なお、フランチャイズ商業大臣規則は、フランチャイズ政令と矛盾しない内容に関しては現在も有効とされています。

1. フランチャイズの事業要件

新たに改正された新規制では、フランチャイズの事業要件の基準が詳細に規定され、フランチャイザー（またはサブフランチャイザー）が満たす必要のある基準が新たに規定されています。旧政令の下では、事業としての特性を有すること、商品・サービス提供のための業務手順を有すること、フランチャイズ事業の教育・実施が容易であること、などの計6つの条件が課されているのみでしたが（旧政令第3条）、新政令の下では、事業要件として（1）ビジネスシステムに関する要件、（2）事業収益性要件、（3）知的財産保有要件、（4）継続サポート要件、と4つに大枠が区分され、それぞれ旧政令よりも詳細に規定されています（フランチャイズ政令第4条）。

（1）ビジネスシステムに関する要件

旧政令では触れられていなかった業務手順の詳細が課され、a) 人材管理（Pengelolaan sumber daya manusia）b) 管理業務（Pengadministrasian）、c) 運営管理（Pengelolaan operasional）、d) 標準的な業務内容（Metode standar pengoperasian）、e) 事業拠点の選定（Pemilihan lokasi usaha）、f) 事業拠点のデザイン（Desain tempat usaha）、g) 従業員の要件（Persyaratan karyawan）、h) マーケティング戦略（Strategi pemasaran）に関してフランチャイズ事業をする上で用意が必要となります（フランチャイズ政令第4条）。

（2）事業収益性要件

収益性の要件に関しては、少なくとも過去5年間事業を継続し、当該期間において、収益性のある事業を営んできていることが事業継続・収益性の要件として課されていましたが（フランチャイズ商業大臣規則第2条）、新規制であるフランチャイズ政令の下では、事業継続、収益性の要件が3年間に短縮されています（フランチャイズ政令第4条）。

（3）知的財産権保有要件

旧政令の下では、フランチャイズ事業に関する知的財産権の登録手続き中であつたとしても、知的財産権の保有要件を充足するとされていましたが（旧政令第3条）、フランチャイズ政令の下では、登録が必須となり要件が厳格化されました（フランチャイズ政令第12条）。

(4) フランチャイザーはフランチャイジーに対して継続的なサポートを提供することが求められます。継続サポートには、旧政令からの要件の変更はなく、a) 人材トレーニング、b) 運営管理指導、b) プロモーション活動、d) 製品調査、e) 市場開発などが含まれます（フランチャイズ政令第8条）。

2. フランチャイズ目論見書

インドネシアにおいて、フランチャイズ事業を行おうとするフランチャイザーは、旧政令下では、フランチャイジーに対し、フランチャイズ事業に関するオファーを行う際にフランチャイズ目論見書を提供し、フランチャイズ契約締結前に同書面を商業省に登録してから、STPW (Surat Tanda Pendaftaran Waralaba) と呼ばれる事業許可を取得する必要がありました（旧政令第10、11、12条）。

一方、フランチャイズ政令の下では、フランチャイザーは遅くともフランチャイズ契約締結の少なくとも14日前までに、フランチャイジーに対してフランチャイズ目論見書を提供しなければならなくなり（フランチャイズ政令第5条）、同書面を事業許認可電子サービスである OSS 上に登録した上で、フランチャイズ締結をする前に STPW を取得しておくことが求められています（フランチャイズ政令第13条）。また、目論見書に記載すべき情報に関しても、旧政令下ではフランチャイザーの組織図や事業の合法性、フランチャイザーとフランチャイジーの権利と義務などを記載しなければなりませんでした（旧政令第7条）、フランチャイズ政令では、新たに、知的財産が登録していることを明確にするため、知的財産証明書に関しても記載の必要があります（フランチャイズ政令第5条）。

3. フランチャイズ登録証 (STPW)

フランチャイズ政令の下で、旧政令で規定されていた STPW の5年間の有効期限が廃止となり（旧政令第12条）、STPW はフランチャイズ事業が運営され、関連する知的財産が登録されている限り、無期限に有効となりました（フランチャイズ政令第16条）。

また、旧政令の下では外国法人の STPW の登録に際し、外国法人が事業許可証や国際的な認証を取得する要件は明確に規定されていませんでした。しかし、新政令の下では、外国法人のフランチャイザーが STPW を取得する際には、フランチャイズ目論見書の OSS への登録時の添付資料として自国の事業許可証と事業継続性に関する証明書を提出すべき要件が追加されています（フランチャイズ政令第13条）。

4. 規制違反に対する制裁

旧政令の下では、規制違反に対しての制裁には、警告書、罰金、STPW の取消が規定されていましたが（旧政令第16条）、フランチャイズ政令の下では、罰金による制裁が除外されています。警告書、STPW の取消は、継続して規定されており、警告書の有効期限は発行から14日営業日とされ、3回目の警告書の発行から14日営業日以内に、フランチャイザー及び/又はフランチャイジーとしての義務を遵守しなかった場合には、一時的な事業活動停止の制裁が課されます。さらに、事業活動停止期間を経ても義務が果たされない場合、STPW が取り消されます。STPW の取消処分を受けたフランチャイズ事業者は、取消の決定日から5年間は、新たに STPW の申請を行うことができません（フランチャイズ政令第10、11条）。

2025年1月～2月に発出された主な法令情報(1月15日～2月14日)/ Major updates on Legislations in January 2025 & February 2025 (January to February)

Official Extraordinary Gazette Notification, other Circulars and Court decisions

Issue Date	Title	Issuing Ministry
17-Jan	Peraturan Menteri Perindustrian Republik Indonesia Nomor 6 Tahun 2025 tentang Pemberlakuan Standar Nasional Indonesia untuk Kertas dan Karton Sebagai Bahan Baku Pembuatan Kemasan Primer untuk Pangan Secara Wajib. 一次食品包装製造の原材料としての紙および板紙に関するインドネシア国家規格（SNI）の適用義務に関する工業大臣令 2025 年第 6 号	Ministry of Industry
17-Jan	Peraturan Menteri Perindustrian Republik Indonesia Nomor 4 Tahun 2025 tentang Pemberlakuan Standar Nasional Indonesia untuk Kopi Instan Secara Wajib. インスタントコーヒーのインドネシア国家規格（SNI）の適用義務に関する工業大臣令 2025 年第 4 号	Ministry of Industry
20-Jan	Peraturan Presiden Republik Indonesia Nomor 2 Tahun 2025 Tentang Perubahan Kedua Atas Peraturan Presiden Nomor 192 Tahun 2014 Tentang Badan Pengawasan Keuangan Dan Pembangunan Indonesia. インドネシア財務監査・開発庁に関する大統領令 2014 年第 192 号の第二次改正について—大統領令 2025 年第 2 号（2025 年）	President of the Republic of Indonesia
21-Jan	Keputusan Menteri Kesehatan Republik Indonesia Nomor HK.01.07/MENKES/33/2025 Tentang Petunjuk Teknis Pemeriksaan Kesehatan Gratis Hari Ulang Tahun 無料健康診断の技術指針に関する保健大臣決定 2025 年第 33 号	Ministry of Health
21-Jan	Peraturan Presiden Republik Indonesia Nomor 4 Tahun 2025 Tentang Perubahan Atas Peraturan Presiden Nomor 5 Tahun 2015 Tentang Penyelenggaraan Sistem Administrasi Manunggal Satu Atap Kendaraan Bermotor 自動車ワンストップ管理システムの実施に関する大統領令 2015 年第 5 号（2015 年）の改正に関する大統領令 2025 年第 4 号	President of the Republic of Indonesia
23-Jan	Peraturan Menteri Energi dan Sumber Daya Mineral Nomor 3 Tahun 2025 tentang Konservasi Energi Oleh Pemerintah dan Pemerintah Daerah. 中央政府および地方政府によるエネルギー節約に関するエネルギー・鉱物資源大臣令 2025 年第 3 号	Ministry of Energy and Mineral Resources
03-Feb	Peraturan Presiden Republik Indonesia Nomor 7 Tahun 2025 Perubahan Atas Peraturan Presiden Nomor 61 Tahun 2024 Tentang Neraca Komoditas 「コモディティバランス」に関する大統領令 2024 年第 61 号改正に関する大統領令 2025 年第 7 号	President of the Republic of Indonesia
07-Jan	Peraturan Pemerintah Republik Indonesia Nomor 6 Tahun 2025 Tentang Perubahan Atas Peraturan Pemerintah Nomor 37 Tahun 2021 Tentang Penyelenggaraan Program Jaminan Kehilangan Pekerjaan 「失業保険制度の実施」に関する政令 2021 年第 37 号改正に関する政令 2025 年第 6 号	President of the Republic of Indonesia
07-Feb	Peraturan Pemerintah Republik Indonesia Nomor 7 Tahun 2025 Tentang Penyesuaian Iuran Jaminan Kecelakaan Kerja Bagi Perusahaan Industri Padat Karya Tertentu Tahun 2025 特定の労働集約型産業企業における労災保険料の調整に関する政令 2025 年第 7 号	President of the Republic of Indonesia
10-Feb	Peraturan Presiden Republik Indonesia Nomor 12 Tahun 2025 tentang Rencana Pembangunan Jangka Menengah Nasional Tahun 2025-2029. 2025～2029 年 国家中期開発計画に関する大統領令 2025 年第 12 号	President of the Republic of Indonesia

ご案内

弊事務所では、新規取引に関する契約書の作成やレビュー、雇用契約に関するご相談、債権回収に関するご相談、日本語での解説、書類の用意、手続き代行など、幅広く承っております。

例えば、顧問契約においては、お客様のご事情に沿ったサービス内容を検討し、お見積りをご提案しております。その他、顧問契約などの継続的な取引のない方でも、案件ごとにご依頼いただけます。

また、事業の進め方や取引方法について、インドネシアの法令に基づいて最善の方法を検討したいというお客様には、法令調査や関係機関へのヒヤリングなどの法律調査も承っております。

- ✓ 株式譲渡手続きをしたい
- ✓ 取締役、株主の変更手続きをしたい
- ✓ 駐在員事務所から現地法人に変更したい
- ✓ 計画している事業について、外資規制があるか確認したい
- ✓ 雇用契約のリーガルチェックをして欲しい
- ✓ 契約書を作成して欲しい
- ✓ 労働者のストライキへの対応について相談したい
- ✓ 従業員を解雇したいが、どのように進めればよいか
- ✓ 金銭トラブルを解決したい
- ✓ 法務に関する事案は日本の親会社の法務部が管轄するが、現地でのサポートが欲しい、etc....

といった方、個々の案件ごとにお見積りを差し上げております。突発的に生じる、契約書作成やレビュー、就業規則をはじめとする社内規定類の見直しなど、お気軽にお問合せください。

編集後記

3月に入り、ラマダンが始まっています。ラマダンの時期にはイスラム教徒が断食を行い、日の出前から日没まで一切の飲食を断ちます。日没後には飲食を断っていたイスラム教徒の人たちはタキジル (Takjil) と呼ばれる甘い食べ物や軽食を買い求めることが日常的な慣習となっています。

代表的なタキジルには、ゴレンガン (Gorengan)、コラック (Kolak)、アテムアテム (Arem-Arem) など、多様な軽食があります。ホテルやレストランでは無料で、タキジルを提供している場所もあり、また、従業員に対してパンやお菓子などをタキジルとして提供している企業様も多く存在します。



本稿は、2025年3月18日現在の情報に基づきます。

PT TNY Consulting Indonesia

Address: Wisma Keiai, Lantai 2, Jl. Jenderal Sudirman No.Kav. 3,
 Email: info@tnygroup.biz/ Phone: 081398848290
 URL: <https://www.tny-indonesia.com/>



HP



Facebook



LinkedIn